

令和二年十二月一日受領
答弁第一九号

内閣衆質二〇三第一九号

令和二年十二月一日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員小態慎司君提出再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小熊慎司君提出再生可能エネルギーのグリッド接続に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「再生可能エネルギーに有利なグリッドコネクション」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、既存の電力系統を最大限活用するため、電力系統に接続された電源について、発電電力量が当該系統の容量を上回ることが見込まれる場合には当該電源の出力を抑制するという一定の条件を付した上で、電力系統への接続を認める取組を進めているほか、電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針に基づき、再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や長周期広域周波数調整により地域間連系線を活用した他地域への電気の供給等の措置を講じているところであり、現時点において、お尋ねの「法的整備」の必要はないと考えている。